

## 【 重要事項説明書 】

社会医療法人 柏葉会 脳神経内科かしわば病院  
指定通所リハビリテーション事業所  
介護予防通所リハビリテーション事業所  
デイケアセンター笑るむ

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要(介護保険事業を行う法人全体のご説明)

事業者の名称	社会医療法人 柏葉会
主たる事務所の所在地	札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号
代表者名	理事長 寺坂 俊介
電話番号	011-850-5033

### 2. 事業所の概要(デイケアセンター笑るむについてのご説明)

事業所の名称	デイケアセンター笑るむ
指定番号	0110517125
所在地	札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号
電話番号	011-850-5041
通常の事業の実施地域	豊平区(豊平・月寒・美園・西岡・平岸・福住・羊ヶ丘) 清田区(清田・北野) 白石区(栄通・南郷通南・南郷通北・本郷通南・本郷通北・ 本通南・本通北) 南区(澄川6条)
併設事業所	社会医療法人 柏葉会 脳神経内科かしわば病院 訪問看護ステーションふくずみ ケアプランセンターかしわば
管理者	坂野 智哉 (資格 :作業療法士)

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある利用者の心身の機能の維持回復を図り、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を行うことを目的としています。
運営の方針	利用者の心身の特性や家庭環境等を踏まえ、当併施設また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
医師	1以上	健康状態の把握
理学療法士	1以上	リハビリテーション
作業療法士	1以上	リハビリテーション
言語聴覚士	1以上	リハビリテーション
生活相談員	1	利用相談・連絡調整
事務職員	1以上	事務

### 5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (土曜日、日曜日、祝日及び12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時00分
サービス提供時間	① 午前 9時30分～午前10時50分 (80分) ② 午前10時50分～午後12時10分 (80分) ③ 午後 1時40分～午後 3時00分 (80分) ④ 午後 3時00分～午後 4時10分 (70分)

### 6. 利用定員

① 午前 9時30分 ～ 午前10時50分	20名
② 午前10時50分 ～ 午後12時10分	20名
③ 午後 1時40分 ～ 午後 3時00分	20名
④ 午後 3時00分 ～ 午後 4時10分	10名

## 7. サービスの内容

### ① 健康チェック

### ② リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が、利用者の状態に応じて、筋力・バランス訓練、上肢機能訓練、歩行訓練、言語・摂食嚥下訓練、日常生活動作訓練、社会適応訓練等を個別または集団にて行います。

### ③ レクリエーション、趣味活動

### ④ 相談・援助等の生活指導

杖や装具、福祉用具、家屋環境などについて提案し、ご家族への介助指導等を行います。

## 8. 利用料金

利用者負担の額は以下のとおりとします。

(1) 保険給付の自己負担額(介護予防)通所リハビリテーション費及び加算は、別に定める利用料金表のとおりとなります。

(2) 保険給付対象外の利用料については、別に定める利用料金表のとおりとなります。

### (3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、下記の方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、20日以内に発行します。

支払い方法	支払いの要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月 27日(祝休日の場合は直後の平日)に、指定する口座より引き落とします。

## 9. 非常災害対策

非常災害対策に備えて、社会医療法人 柏葉会 脳神経内科かしわば病院 と一体的に、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を実施します。

## 10. 事故発生時の対応

(介護予防)通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)及び市区町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 緊急時における対応方法

(介護予防)通所リハビリテーションの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、当事業所の医師の診察を受け、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、必要に応じて主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

## 12. 協力併設医療機関

当事業所は、下記の併設医療機関の協力のもとで運営を行います。

名称	社会医療法人 柏葉会 脳神経内科かしわば病院
所在地	札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号
電話番号	011-598-6080
診療科	脳神経内科、消化器内科、リハビリテーション科
病床数	50床

## 13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	011-850-5041
	相談員(責任者)	坂野 智哉 (介護事業部)
	対応時間	午前9時から午後4時まで

(2) サービス提供に関する苦情や相談、下記の機関にも申し立てることができます

苦情受付機関	札幌市	各区保健福祉サービス課総合相談窓口にお問い合わせください
	北海道国民健康保険連合会	所在地 : 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号: 011-231-5161 対応時間: 午前9時から午後5時

## 14. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修などを通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

## 16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- ① 施設内の設備、器具、備品は、本来の用法、また従業員の指示に従い、使用するようお願いいたします。これに反した使用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ② 契約後、他のサービスの追加や変更が望ましいと判断した場合には、ご提案します。リハビリテーションの長期目標を達成した場合には、通所リハビリテーションの卒業を提案させていただく場合があります。
- ③ 感染症と思われる症状(37.0度以上の発熱、下痢、嘔吐、咳等)がある場合や、体調が思わしくない場合は、他利用者へ蔓延する可能性がありますので、利用を控えていただきますようお願いいたします。サービス利用中に疑わしい症状が見られた場合には、速やかにご家族にご連絡いたしますので、対応をお願い致します
- ④ 悪天候(大雨、暴風、台風、大雪、吹雪等)に伴い、送迎時の利用者の安全確保が難しいと判断した場合は、営業を中止することがあります。その場合は事前にご連絡いたします。
- ⑤ 緊急時、ご家族へ連絡が取れない場合、対応に苦慮する状況となります。必ず連絡は取れるようをお願い致します。
- ⑥ 1ヶ月以上の欠席の場合、契約を終了させて頂く場合があります事を予めご了承ください。
- ⑦ 金銭・貴重品は紛失するなどトラブルになる恐れがあります。原則として利用者管理とし、当事業所での管理は行いません。多額の金銭、高額な貴重品の持ち込みは禁止致します。
- ⑧ ご利用中にご利用者様同士の金品贈答品の交換はトラブルの元になる可能性がありますのでお控えください。
- ⑨ 職員への金品贈答品の授受等一切できませんのでお控えください。
- ⑩ 他利用者様の迷惑になるような行動、宗教活動、政治活動は禁止です。また、施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する行為も禁止致します。
- ⑪ 職員に対して暴言、暴力、ハラスメント行為があった場合は、ご利用を中止もしくは契約を解除させていただきます。
- ⑫ 当事業所では利用者様が安全にリハビリテーションを受けられるよう、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の年齢に伴う身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、軽度の打撲による皮下出血、少しの摩擦による表皮剥離、転倒や打撲による骨折などを引き起こす危険性があることをご理解下さい。予期せぬ事故につながる場合もありますので、利用中および送迎中は、従業員の指示に従うようお願い致します。
- ⑬ 利用希望時に、利用者本人が送迎サービスを利用しない、または事業所で送迎サービスの提供ができない(配車調整ができない場合など)際には、以下の通りに対応させていただきます。  
基本的に、利用時に安全な移動方法が確保されていると事業所が判断し、その移動方法を利用者、ご家族等が了承された場合に限り、利用可能とさせていただきます。尚、自宅等と当事業所の移動は、自己責任をお願い致します。交通事情に十分配慮いただき、安全にお越しく下さい。
- ⑭ 重要事項説明書及び契約書の内容を熟読して、十分に理解された上で契約されますようお願いいたします。